

交通事故解決のしくみ

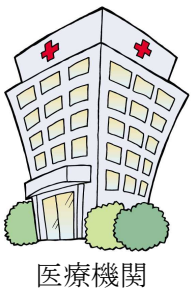
交通事故相談所をご利用ください

負傷者の救護
119

警察署へ事故の届出
110

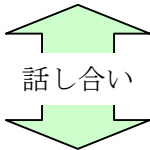


当事者 (被害者)



医療機関

相談・助言等



当事者 (加害者)

滋賀県立交通事故相談所

1. 大津本所
TEL:077-528-3425
FAX:077-528-4918

2. 彦根分室
TEL:0749-27-2230

示談不成立

裁判外紛争
解決手続き

裁判所

訴訟

調停

自動車保険 (共済)
自賠責保険 (共済)

相談・助言等

示談成立

示談書作成

・公正証書にする
・即決和解にする

損害賠償金支払 (解決)

- もし、交通事故に遭ったら
1. 負傷者の救護をしましょう。
 2. 小さな事故でも警察に届け出ましょう。
 3. 必ず医師の診断を受けましょう。
 4. 相手の住所、氏名、電話番号、車両番号を確認しましょう。
 5. 損害賠償(請求・支払)等については、早くしっかりした機関に相談しましょう。